

5 鳥取県公報

平成13年3月28日(水) 号外第17号

每週火:金曜日発行

次 目

職員の再任用に関する条例(職員課)......6 職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する

------公布された条例のあらまし------

鳥取県日野総合事務所設置条例

- 1 地方自治法の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、鳥取県日野 総合事務所を設置することとした。(第1条関係)
- (1) 県政に係る企画及び広聴に関する事務
- (2) 市町村との連絡調整に関する事務
- (3) 観光に関する事務
- (4) 福祉保健に関する事務
- (5) 商工業及び労働に関する事務
- (6) 農業、林業及び水産業に関する事務
- (7) 十木に関する事務
- 2 鳥取県日野総合事務所の位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。 (第2条関係)

位 置	所管区域
日野郡日野町	日野郡

- 3 施行期日等
- (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- (2) 鳥取県県民局設置条例、鳥取県福祉事務所設置条例及び鳥取県土木事務 所設置条例について所要の改正を行うこととした。

職員の再任用に関する条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 定年退職者に準ずる者(第2条関係)

定年退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる 者とすることとした。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者 を除く。)
- 3 任期の更新(第3条関係)
- (1) 任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好であ る場合に行うことができるものとすることとした。
- (2) 任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならな いこととした。
- 4 任期の末日(第4条関係)

再仟用を行う場合及び再仟用の仟期の更新を行う場合の仟期の末日を定める こととした。

- 5 施行期日等
- (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- (2) 特定警察職員等については、平成19年4月1日から、再任用制度を適用

するものとすることとした。

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 職員の給与に関する条例の一部改正
- (1) 再任用職員の給料月額
 - ア 再任用職員の給料月額を定めることとした。(第4条、別表第1~別表 第5関係)
 - イ 再任用短時間勤務職員の給料月額は、アの額にその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額とすることとした。(第4条の2関係)
- (2) 再任用職員の諸手当
 - ア 通勤手当(第10条関係)

自動車等を使用する再任用短時間勤務職員の通勤手当については、1月 当たりの通勤回数を考慮して、通常の額から人事委員会規則で定める割合 を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

イ 時間外勤務手当(第13条関係)

再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が割り振られた日における正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間と正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する支給割合を100分の100とすることとした。

ウ 勤務 1 時間当たりの給与額(第16条関係)

再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当等の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定めるものを減じて得た時間数で除して得た額とすることとした。

エ 期末手当及び勤勉手当(第16条の4、第16条の7関係) 再任用職員に対する支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	期末手当	勤勉手当
3月	100分の30	
6月	100分の70 (特定幹部職員は100分の60)	100分の30 (特定幹部職員は100分の40)
12月	100分の90 (特定幹部職員は100分の80)	100分の30 (特定幹部職員は100分の40)

- オ 再任用職員については、初任給調整手当、扶養手当、特例的に支給する 調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、へき地手当(これに準 ずる手当を含む。)特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)及び退職 手当を支給しないこととした。(第16条の11関係)
- 2 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 1(2)オに準じて現業職員である再任用職員に支給しない手当を定めること とした。(新第17条関係)
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部改正 再任用職員に退職手当を支給しないこととすることに伴う所要の改正を行う こととした。(第2条関係)
- 4 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 1(2)才に準じて企業局企業職員である再任用職員に支給しない手当を定めることとした。(第18条の3関係)
- 5 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部 改正

再任用職員に対して教職調整額を支給することとした。(第2条関係)

- 6 職員の定年等に関する条例の一部改正 現行の再任用制度の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。(第1条、旧 第5条、附則関係)
- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部 改正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関

撒

する法律の改正に伴う所要の改正を行うこととした。(第2条関係)

8 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 再任用短時間勤務職員を任命権者の承認を受けて育児のための部分休業を取 得することができる職員に加えることとした。(第8条関係)

- 9 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- (1) 再任用短時間勤務職員の勤務時間については、1週間当たり16時間から 32時間までの範囲内で任命権者が定めることとすることとした。(第2条関係)
- (2) 再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日以外にも週休日を設けることができることとした。(第3条関係)
- (3) 再任用短時間勤務職員については、1日につき8時間を超えない範囲内で、毎週勤務時間を割り振ることとした。(第3条関係)
- (4) 再任用短時間勤務職員の休暇について、次のとおり定めることとした。
 - ア 再任用短時間勤務職員の1年の年次有給休暇は、その者の勤務時間等を 考慮して20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数とすること とした。(第14条関係)
 - イ 再任用職員には、海外随伴休暇を与えないこととした。(第17条関係)
- 10 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 9と同様の措置を講ずることとした。
- 11 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 1(2)才に準じて病院局企業職員である再任用職員に支給しない手当を定めることとした。(新第25条関係)
- 12 その他 所要の規定の整備を行うこととした。
- 13 施行期日 この条例は、平成13年**4**月**1**日から施行することとした。

: 例

鳥取県日野総合事務所設置条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第1号

鳥取県日野総合事務所設置条例

(設置)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、鳥取県日野総合事務所を設置する。
- (1) 県政に係る企画及び広聴に関する事務
- (2) 市町村との連絡調整に関する事務
- (3) 観光に関する事務
- (4) 福祉保健に関する事務
- (5) 商工業及び労働に関する事務
- (6) 農業、林業及び水産業に関する事務
- (7) 土木に関する事務

(位置及び所管区域)

第2条 鳥取県日野総合事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	所管区域
日野郡日野町	日野郡

C

水曜日

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- (鳥取県県民局設置条例の一部改正)
- 2 鳥取県県民局設置条例(平成12年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改	正 後	È						改	正	育	Ú			
(名称、位	置及び所管区域	()						(名称、	位置及び所管	宫区域)						
第2条 県	民局の名称、位	置及び所管区	域は、次のとお	りとする	0			第2条	県民局の名称	你、位置及び所管	区域は、	次のとお	りとする。	•		
:	 名	称	位置	所	管	X	域		 名	称	位	置	所	管		$\neg \mid$
略								略								
鳥取県西部	『県民局		米子市	米子市、	境港	市 <u>及</u>	び西伯郡	鳥取県	西部県民局		米子市		米子市、 び日野郡		、西伯郡及	-

(鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正)

3 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正		後			改	正		前	
別	表(第2条関係)						別表(第 2 条関係)					
	名	称	位	置	所 管 社会福祉法第 14条第 5 項の 事務	区域 その他の事務	名	称	位	置	所 管 社会福祉法第 14条第 5 項の 事務	区域 その他の事務
	略						略					
Ĕ	鳥取県西部福祉事務所		米子市		西伯郡	米子市、境港 市及び西伯郡	鳥取県西部福祉事務所		米子市		西伯郡 <u>及び日</u> 野郡	米子市、境港 市、西伯郡及 び日野郡
	鳥取県日野福祉事務所		日野郡日	野町	日野郡	日野郡						

(鳥取県土木事務所設置条例の一部改正)

4 鳥取県土木事務所設置条例(平成7年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	改	正	後				改	正	前	Ī			
(名称、位置及び所 第2条 土木事務所		所管区域は、次	のとおりとする。			立置及び所管区 土木事務所の名		f管区域は、	次の	とおりと	する。		
名	称	位 置	所 管 区	域		名	称	位	置	所	管	X	域
略					略								
鳥取県米子土木事務	斩	米子市	米子市、境港市及	び西伯郡	鳥取県米	子土木事務所		米子市		米子市、	境港	市及び	が西伯郡
		1	1		鳥取県根	雨土木事務所		日野郡日野	Bet T	日野郡			

ര

Ш

職員の再仟用に関する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片

鳥取県条例第2号

職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項にお いて準用する場合を含む。) 地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号。附則第2条において「改正法」という。)附則第5条及び第6条並びに地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭 和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により 採用することをいう。以下同じ。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

- 第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により 勤務した後退職した者に準ずるものとして再任用を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

- 第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。
- 2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第15	平成13年 4月 1日から平成16年 3月31日まで	61年
2号)附則第25条の2第1項第1号に規定す	平成16年 4月 1日から平成19年 3月31日まで	62年
る特定警察職員等(以下「特定警察職員等」	平成19年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	63年
という。) である者以外の者	平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	64年
	平成25年 4月 1日から	65年
特定警察職員等	平成19年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	61年
	平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	62年
	平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで	63年
	平成28年 4月 1日から平成31年 3月31日まで	64年
	平成31年 4月 1日から	65年

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(特定警察職員等への適用期日)

2 特定警察職員等である者については、平成19年4月1日から、改正法第1条の規定による改正後の法第28条の4から第28条の6までの規定及びこの条例第2条から第4条 までの規定を適用する。

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片

鳥取県条例第3号

職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

 ∞

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に 対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

後 īF 前 改 īF 改 (昇給等の基準) (昇給等の基準) 第4条 略 第4条 略 2~10 略 2~10 略 11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しく は第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。) の給料月額 は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者 の属する職務の級に応じた額とする。 第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にか かわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以 下「県費負担教職員勤務時間条例」という。) 第2条第2項の規定により定められ たその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例 第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第6条略 第6条 略

2 及び3 略

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から末日 まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日(勤務 時間条例第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第 3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による週休日をいう。第16条の3第1項 において同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(诵勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額 とする。

(1)略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲 げる額(再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して人事委 員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定め る割合を乗じて得た額を減じた額)

ア~ソ 略

(3)略

3~5 略

(産業教育手当)

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学|第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学 校の教頭、教諭、助教諭又は講師(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)

2 及び3 略

まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日(職員 の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時 間条例」という。) 第3条第1項、第4条若しくは第5条又は県費負担教職員の勤 務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教 職員勤務時間条例」という。)第3条第1項、第4条若しくは第5条の規定による 週休日をいう。第16条の3第1項において同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎 として日割りによって計算する。

(诵勤手当)

第10条 略

とする。

(1)略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲 げる額

ア~ソ 略

(3)略

3~5 略

(産業教育手当)

校の教頭、教諭、助教諭又は常勤の講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産 で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業「一若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者「

実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147 号) 附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号) 附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実 習、工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。) が、当該農業、水産、丁業又は雷波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、 工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2 及び3 略

(定時制通信教育手当)

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務と|第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務と して当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。) 及び教員(定時制の課 程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は 通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び再 任用短時間勤務職員に限る。) 及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下 同じ。)には、その者の給料月額に100分の10(管理職手当の支給を受ける者にあっ ては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超え ない範囲内において人事委員会規則でそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時 制通信教育手当を支給する。

(時間外勤務手当)

- 第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外 に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時 間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞ れ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を 加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤し

(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部 を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により 高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する教諭又 は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産、工業又は電波に 関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主とし て担任する場合に支給する。

2 及び3 略

(定時制通信教育手当)

して当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。) 及び教員(定時制の課 程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は 通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び人事委 員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ。)には、その者の給料月額に100分の 10(管理職手当の支給を受ける者にあっては、その職務の複雑、困難及び責任の度 合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲内において人事委員会規則でそれ ぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

(時間外勤務手当)

- 第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外 に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時 間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞ れ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合(その勤 務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を 加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤

務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。<u>次項において同じ。</u>) における勤務

(2)略

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は 県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) 外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第16条 第12条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから 8 時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。
- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、

務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。) における勤務

(2)略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条又は県費負担教職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条又は県費負担教職員勤務時間条例第3条第2項若しくは第4条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第16条 第12条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから 8 時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。
- 2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、

へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第16条の4略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員

へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第16条の4略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、3月に支給する場合においては100分の55、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

 $\frac{1}{2}$

にあっては、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合にお いては100分の60、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額)に、 基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間における その者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)に おいて職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の 月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同 表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し てこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものにつ いては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれ に対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事 委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会 規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位に ある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員 会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項及び第3 項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項及び第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規│5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 則で定める。

(勤勉手当)

第16条の7略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉 手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に定める額を超えてはならない。

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)に おいて職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の 月額の合計額とする。
- 4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同 表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し てこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものにつ いては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれ に対する調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事 委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会 規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位に ある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員 会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手 当基礎額とする。

(勤勉手当)

第16条の7略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従っ て定める割合を乗じて得た額とする。おの場合において、任命権者が支給する勤勉 手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそ れぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該 職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員に あっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を 加算した額に、6月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあっ ては、100分の80)、12月に支給する場合においては100分の55(特定幹部職員に あっては、100分の75)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の 30 (特定幹部職員にあっては、100分の40)を乗じて得た額の総額
- 3 略
- 4 第16条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場|4 第16条の4第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場 合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替え るものとする。
- 5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8略

- び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定め び号給の別に応じて、人事委員会規則で定める。 る。
- 3~5 略

|退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受 | けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、 **6**月に支給する場合においては100分の60(特定幹部職員にあっては、100分の80) 12月に支給する場合においては100分の55(特定幹部職員にあっては、100分の75) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 略
- 合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第16条の7第3項」と読み替え るものとする。
- 5 略

(義務教育等教員特別手当)

第16条の8略

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、2万200円を超えない範囲内で、職務の級及 2 義務教育等教員特別手当の月額は、2万200円を超えない範囲内で、職務の級及
 - 3~5 略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

人事委員会規則で指定する職を占める職員には、適用しない。

(再任用職員についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の

2、第11条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の 9の規定は、再任用職員には、適用しない。

(給与の口座振替の方法による支払)

第16条の12 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の区分	1	職務の級	1 %	2 #	級	3 級	4 級	5	級	6	級	7 %	及	8 級	9	級	10	級	11	級
戦員の区力	号	給	給料月額	給料月額	額	給料月額	給料月額	給料	判 額	給料	月額	給料月額	Ą.	給料月額	給料	月額	給料	月額	給料	目額
再任用職員以外の職員		略	略	略		略	略		略	B	各	略		略	Ħ	各	ı	略	略	Ĭ
再任用職員			153,40	191,90	00	221,500	259,600	277	,500	302	,000	319,50	0	342,000	378	,000	413	,800	468,	400

備考 略

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
戦員の区力	号 給	給料月額									
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		249,400	259,900	269,800	285,100	314,200	334,900	352,100	373,900	401,900	434,700

備考 略

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の10 第13条、第14条及び第15条の規定は、第7条の2第1項の規定に基づく│第16条の10 第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、第7条の2第1項の規定に 基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員には、適用しない。

(給与の口座振替の方法による支払)

第16条の11 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

N		마하 교수											
		職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
П	_		A dul El de	A ded Control	A ded Control	A del El ex	A ded C det	A ded C det	A del Car	A del Car	A del Car	A del Car	A del C ex
П	号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
Ī		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
П		_	_										

備考 略

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

	$\overline{\ }$	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号	給	給料月額									
ĺ		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級号 給	1 級給料月額		3 級給料月額	4 級給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		245,400	292,600	366,500	445,500

備考(1)及び(2)略

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
概員の区別	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		233,300	289,100	358,200	434,800

備考(1)及び(2)略

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の区分		職務の級	1	級	2	2 級		3 級		級	5	級
戦員の区力	号	給	給料月	額	給料月	額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
再任用職員 以外の職員	略		略		略		畔	Ž	曲	各	E	恪
再任用職員			223,40	00	271,3	800	306,	800	351	,200	409	,300

備考 略

| 別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

THE CO	戦務 D級	1	級	2	級	3	級	4	級
号	給	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
B	各	B	各	E	佫	B	各	H	各

備考(1)及び(2)略

イ 教育職給料表(2)

	战務 O級	1	級	2	級	3	級	4	級
号	給	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
略	<u> </u>	B	各	E	佫	В	佫	B	各

備考(1)及び(2)略

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

		_		_		_		_	_		_			_
\setminus	職務 の級	1	級	2	級	3		級	4		級	5	4	及
号	給	給料	月額	給料	月額	給	料月	額	給米	剕	額	給料	斗月客	頂
	略	畤	各	F	佫		略			略			略	
						l								

備考 略

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
戦員の区別		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略
再任用職員		303,400	357,300	410,700	480,900

備考 略

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
戦員の区力	号 給	給料月額						
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		192,900	221,400	261,300	279,200	310,400	349,700	386,800

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
戦員の区力	号 給	給料月額						
再任用職員 以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略
再任用職員		241,600	275,700	283,500	295,200	318,700	361,400	393,400

備考 略

| 別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
略	略	略	略	略

備考 略

イ 医療職給料表(2)

\setminus	職務 の級	1	級	2	級	3	級	4	ź	級	5	級	6	級	7	級
号	給	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	料月	額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
	略	B	咯	ı	略	H	各		略			略	-	略	E	各

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

\setminus	職の	務級	1	級	2	級	3	級	4		級	5	級	6	級	7	級
Ę	를 :	給	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給	料月	額	給料	 押額	給料	月額	給料	以月額
	略		酹	\$	E	各	酹	各		略			略	-	略		略

備考 略

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
(育児休業の承認を受けた職員の給与)	(育児休業の承認を受けた職員の給与)
第16条 略	第16条 略
(再任用職員についての適用除外) 第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、第5条の2、第10条及び第 13条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。	
(賃金等で雇用する職員の給与) <u>第18条</u> 略	(賃金等で雇用する職員の給与) <u>第17条</u> 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分 に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(退職手当の支給)	(退職手当の支給)
第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条に規定する職員のうち常	第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条に規定する職員のうち常

時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条 の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により 採用された者(次項において「再任用職員」という。)を除く。以下「職員」とい う。) が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給 する。

2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務 | 時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えら れた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、そ の超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているも のは、職員とみなして、この条例(第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分 並びに20年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」 という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公 務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による 傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。) の規定を適用 する。

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退 第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の額は、退 職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄 に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額 とする。

		退	職	者		年数	割	合
	1	略				略	略	
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの								
	(1) 略						
	(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)							
		第2条の規定によ	:り退職した者(同	司条例第4条第	1 項の期限又			

時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、そ の者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法 令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後 引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、 この条例(第4条中25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年以上25年未満 の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職 及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡に よる退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死 亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

職の日におけるその者の基礎月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄 に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額 とする。

	退	職	者		年数	割	合
1 略					略		略
2 20年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの(1) 略							
		_	和59年鳥取県条例 条例第 4 条第 1 項	-			

<u>は</u>同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)

(3)~(6) 略

3 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2 及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法第27条及び第28条の規定によ る休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅 供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社 法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に 関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」と いう。) 若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行 令」という。) 第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。) に 関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職さ れ、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者 の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職 期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」と いう。) 又は知事が定める公共的機関の業務に従事させるための休職を除く。) 地 方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に 従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあっ た月を除く。) が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(同法 第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務 に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前3項の規定により 計算した在職期間から除算する。

しくは同条第2項の規定により延長された期限の到来又は同条 第5条第1項の任期若しくは同条第2項の規定により更新され た任期の終了により退職した者を含む。次条において同じ。)

3 略

2 略

(勤続期間の計算)

第9条 略

2及び3 略

4 前3項の規定による在職期間のうちに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 7条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病によ る休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住 字供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若し くは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発 公社(以下「地方公社」という。)若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28 年政令第215号。以下「施行令」という。) 第6条に規定する法人(退職手当(これ) に相当する給与を含む。) に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の 業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者 となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人 に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限 る。以下「休職指定法人」という。) 又は知事が定める公共的機関の業務に従事さ せるための休職を除く。) 地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準 ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に 従事することを要する日のあった月を除く。)が1以上あったときは、その月数の 2分の1に相当する月数(同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれ に準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、そ の月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5~8 略

(失業者の退職手当)

第15条 勤続期間6月以上で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を 除く。) であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職 の日の翌日から起算して1年(当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他規則で 定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定める ところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことが できない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4 年とする。第3項において同じ。)の期間内に失業している場合において、第1号 に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た 数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に等しい日数(以下「待期 日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当 等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相 当する金額を、退職手当として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定によ る基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号に規定する所定給付日数 から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 勤続期間6月以上で退職した職員(第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。) 3 勤続期間6月以上で退職した職員(再任用職員等及び第6項又は第8項の規定に が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、退職し た者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給 を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の

5~8 略

(失業者の退職手当)

│第15条 勤続期間 6 月以上で退職した職員(職員の定年等に関する条例第 2 条の規定 により退職し、又は同条例第4条の規定により勤務した後退職し、その退職の日の 翌々日以後に同条例第5条第1項の規定により採用された者であったもの及びこれ に準ずる者(以下この条において「再任用職員等」という。)並びに第5項又は第 7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる 額に満たないものが、退職の日の翌日から起算して1年(当該1年の期間内に妊娠、 出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができ ない者が、規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該理由 により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4年を超えるときは、4年とする。第3項において同じ。)の期間内に失業してい る場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本 手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に 等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に 規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定 する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、雇用保険法(昭和49年法 律第116号)の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第2号 に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1)及び(2) 略

2 略

該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している 場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業 の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用し た場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退 規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の 例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定 給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

略

5 勤続期間 6 月以上で退職した職員(第 7 項の規定に該当する者を除く。)であっ│ 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員(再任用職員等及び第 7 項の規定に該当する者 て、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤 **務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法** 第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に 掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、 一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相 当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条 件に従い支給する。

(1)及び2)略

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であっし て、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤 務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法 第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業 している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、 前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支 給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当とし て、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する 被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、 第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場 合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じ た額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条 件に従い支給する。

職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、 第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にお けるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

を除く。) であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、そ の者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみ なしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業し ている場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる 額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者 給付金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2) 略

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(再任用職員等及び第8項の規定に該当する者 を除く。) であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その 者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみな したならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが 退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受 けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合 にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退 職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員(再任用職員等を除く。)であって、雇用保険 法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいず れかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないもの が退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額 から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定 による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2)略

8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する 被保険者とみなしたならば同法第38条第 1 項各号のいずれかに該当するものが退職 の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1)及び(2)略

8 勤続期間 6 月以上で退職した職員 (再任用職員等を除く。)であって、雇用保険 法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第 1 項各号のいず れかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の 退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同 法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相 当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い 支給する。

9~16 略

9~16 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
┃ ┃ (育児休業の承認を受けた職員の給与)	(育児休業の承認を受けた職員の給与)
第18条の 2 略	第18条の2 略
(再任用職員についての適用除外) 第18条の3 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2、第15条及び第16条の 規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正 後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

		-	長を含む。) 教頭、教諭、 限る。) 実習助手及び寮も
		-	-
		-	-
助教諭、講	師(常時勤豬	努の者に陥	限る。)実習助手及び寮 t
·)			
の教育職員	(管理職手)	当を受ける	る者を除く。第 6 条におし
給与条例第13	3条及び <u>第14</u>	条第2項	[の規定は、適用しない。
_			等の教育職員(管理職手当を受ける 給与条例第13条及び <u>第14条第2項</u>

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに削除条項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示を除く。)に改める。

l	改 正 後	改 正 前
	(趣旨)	(趣旨)
l	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から

第3項まで及び第28条の3並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者の再任用)

- 第5条 任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した 後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するた め特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を 常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その 者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められ る職でなければならない。
- (1) 退職する前の勤務成績が良好であること。
- (2) 採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。
- 2 任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 略

附 則

1及び2 略

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

附 則

1及び2 略

3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が年齢60年(退職した時に第3条ただし書に規定する医師又は歯科医師であった者にあっては、年齢65年)に達した日」と読み替えるものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削る。

	改	正	後				改	正	前	
(職員の派遣)					(職員(の派遣)				
第2条 任命権者	は、県と外国の地方	び共団体と	の間の合意若し	しくはこれに準ずるも	第2条	任命権者は、	県と外国の地	方公共団体と	の間の合意若し	しくはこれに準ずるも

(2条 任命権者は、県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

第2条 任命権者は、県と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職</u>

員、非常勤職員及び次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。

 (1)~(5)略
 (1)~(5)略

 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 (1) 略

 (3)略
 (1) 略

 (4)略
 (2)略

 (5)略
 (3)略

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 前
(部分休業をすることができない職員)
第8条 育児休業法第9条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 非常勤職員
(2)及び(3)略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示

及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しな い場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

īF 绐 īF

(1週間の勤務時間)

第2条 略

- 2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下 「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休 憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの 範囲内で任命権者が定める。
- 務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の 承認を得て、別に定めることができる。

(调休日及び勤務時間の割振り)

- とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加 えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務 時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ご との期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るもの とする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、 人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時 間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職 務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任

(1週間の勤務時間)

第2条 略

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤 2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務 時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承 認を得て、別に定めることができる。

(调休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)」第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。
 - 時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、 人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設 けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4 週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、人事 用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の调休日を設けることが困難である職員」 について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間 を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、こ の限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

ついて、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時 間(再任用短時間勤務職員にあっては、第2条第2項の規定により定める時間)と することができる。

2 及び3 略

(年次有給休暇)

- 第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年におい↓第14条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年におい て、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数をする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっし ては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定 める日数)

(2)略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者か ら引き続き職員となった者 人事委員会規則で定める日数

2 及び3 略

(無給休暇)

第17条 略

委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間 につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間に↓第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間に ついて、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時 間とすることができる。

2 乃び3 略

(年次有給休暇)

て、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

(2)略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者か ら引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県 条例第1号)第5条第1項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める 日数

2 及び3 略

(無給休暇)

第17条 略

2~5 略

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規 定により採用された職員については、第1項(同項第2号の海外随伴休暇に係る部 分に限る。)、第4項及び前項の規定は、適用しない。

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

ついては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、 人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第20条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇に|第20条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮 して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条 において「移動後項」という。) が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条にお いて「追加項」という。)を加える。

2~5 略

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示 及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しな い場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

	改	正	後			改	正	前	
 (1 週間の勤務時間)					(1週間の勤務時間)				
第2条略					第2条 略				
2 地方公務員法第28	条の5第1項に	に規定する知	豆時間勤務の駆	戦を占める職員(し	<u>大下</u>				
_「再任用短時間勤務問	哉員」という。) の勤務時間	間は、前項の類	見定にかかわらず、	休				
憩時間を除き、4週間	引を超えない期	間につき 1	週間当たり16	時間から32時間ま ⁻	での				
範囲内で教育委員会が	が定める。								

3 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する | 2 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤 勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会 の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。) とする。ただし、教育委員会は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に 加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
- 2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委 2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会 員会」という。) は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間 の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振 るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場 合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再 任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。た だし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8 日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難で ある職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合に は、この限りでない。

(年次有給休暇)

- て、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっ[|] (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日

務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の 承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

- とする。
- 員会」という。) は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間 の勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により调休日及び勤務時間の割振りを定める場 合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週 休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要に より、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員につい て、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超え ない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限り でない。

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年におい↓第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年におい て、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

31

では、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定 める日数)

(2) 略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者 人事委員会規則で定める日数

2 及び3 略

(無給休暇)

第15条 略

2~5 略

6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項(同項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。)、第4項及び前項の規定は、適用しない。

(2)略

(3) 国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者及び職員の定年等に関する条例(昭和59年3月鳥取県条例第1号)第5条第1項の規定により採用された者 人事委員会規則で定める日数

2 及び3 略

(無給休暇)

第15条 略

2~5 略

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
(育児休業の承認を受けた職員の給与)	(育児休業の承認を受けた職員の給与)
第24条 略	第24条 略
 (再任用職員についての適用除外)	
(竹江川城泉に フャ・モン 煌川欧バ・)	

第25条 第6条から第9条まで、第11条、第13条及び第21条の規定は、地方公務員法 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定 により採用された職員には適用しない。

(賃金等で雇用する職員の給与)

第26条 略

(給与の額、支給方法等)

第27条 略

(賃金等で雇用する職員の給与)

第25条 略

(給与の額、支給方法等)

第26条 略

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

電